

鹿 児 島 県 公 報

平成27年10月2日（金）第3150号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（※）
（情報政策課取扱い） 1

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 2
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止（介護福祉課取扱い） 3
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（介護福祉課取扱い） 3
○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退（介護福祉課取扱い） 3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（水産振興課取扱い） 4
○肥料の登録（食の安全推進課取扱い） 5
○収去飼料の試験結果の公表（畜産課取扱い） 5
○県営土地改良事業の工事の完了（2件）（農地整備課取扱い） 6
○土砂災害警戒区域の指定（砂防課取扱い） 6
○土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課取扱い） 7
○都市計画道路の変更案の縦覧（都市計画課取扱い） 7

公 告

- 一般競争入札公告（情報政策課取扱い） 8
○落札者等の公告（2件）（会計課取扱い） 11

公 安 委 員 会 公 告

- 機械警備業務管理者講習実施公告（生活安全企画課取扱い） 12

規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成27年10月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第28号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（鹿児島県事務処理規則の一部改正）

第1条 鹿児島県事務処理規則（平成5年鹿児島県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第6市町村課の表20の項第2号を削り、同項第3号中「県における」を削り、「30の8」を「30の15」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同項第5号中「30の37，38」を「30の32，30の33」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号中「30の43④，

⑤」を「30の38④⑤」に改め、同号を同項第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 住民票コードの利用制限に違反した場合の報告及び検査(法30の39)					○						
---------------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第 6 市町村課の表20の項中第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とし、第10号を削る。

(書面による本人確認情報の開示に要する費用の負担に関する規則の一部改正)

第 2 条 書面による本人確認情報の開示に要する費用の負担に関する規則 (平成14年鹿児島県規則第51号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 条」を「第 2 条」に改める。

第 2 条第 1 項中「第30条の37第 2 項」を「第30条の32第 2 項」に改める。

(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則の廃止)

第 3 条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則 (平成16年鹿児島県規則第 4 号) は、廃止する。

(鹿児島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第 4 条 鹿児島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 (平成16年鹿児島県規則第70号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める。

第 3 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書

附 則

この規則は、平成27年10月 5 日から施行する。ただし、第 3 条及び第 4 条の規定は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第874号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年10月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リハプライドくりの	始良郡湧水町木場29-1	合同会社パナメディカル	始良郡湧水町木場29-1	安田 正子	平成27年8月31日	通所介護
デイサービスセンター喜楽	熊毛郡南種子町中之上3186番地8	株式会社喜楽	熊毛郡南種子町中之上3186番地8	岩坪 巖	平成27年9月1日	通所介護
ますざき医院	薩摩郡さつま町求名2612番地1	医療法人隆英会	薩摩郡さつま町求名2612番地1	益崎 隆雄	平成27年9月30日	通所リハビリテーション

鹿児島県告示第875号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成27年10月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスハートフルちゃん	南九州市知覧町郡5256番1	社会福祉法人恵愛会	南九州市知覧町永里4577番3	小田代憲一	平成27年8月15日	通所介護
ヘルパーステーション日和	霧島市国分中央三丁目16番6号	特定非営利活動法人ウエルフェア	鹿児島市川上町3561番地	吉満富士夫	平成27年8月20日	訪問介護
株式会社大島器材	奄美市名瀬塩浜町3番2号メサビル102号	株式会社大島器材	奄美市名瀬塩浜町3番2号メサビル102号	寿 孝之	平成27年9月1日	福祉用具貸与
株式会社大島器材	奄美市名瀬塩浜町3番2号メサビル102号	株式会社大島器材	奄美市名瀬塩浜町3番2号メサビル102号	寿 孝之	平成27年9月1日	特定福祉用具販売

鹿児島県告示第876号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により，指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年10月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
林内科医院	始良郡湧水町中津川498	医療法人昭芳会	始良郡湧水町中津川498	林 芳郎	平成27年8月31日	居宅介護支援
岩川クリニック	曾於市大隅町下窪町79番地	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081番地1	鈴木 隆夫	平成27年9月30日	居宅介護支援

鹿児島県告示第877号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により，次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成27年10月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事業所さくら	曾於市大隅町月野1562-7	有限会社園田福祉サービス	曾於市大隅町月野1562-3	園田タヅ子	平成27年9月1日	居宅介護支援

鹿児島県告示第878号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により，指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

平成27年10月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施設		指定介護療養型医療施設の開設者			辞退年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

田畑クリニック	指宿市十町2406 - 1	医療法人微笑会	指宿市十町2406 - 1	田畑傳次郎	平成27年 7月19日	介護療養 施設サー ビス
---------	------------------	---------	------------------	-------	----------------	--------------------

鹿児島県告示第879号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により，指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年10月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月 日	サービス の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
リハプライドく りの	始良郡湧水町木 場29-1	合同会社パナメ ディカル	始良郡湧水町木 場29-1	安田 正子	平成27年 8月31日	介護予防 通所介護
デイサービスセ ンター喜楽	熊毛郡南種子町 中之上3186番地 8	株式会社喜楽	熊毛郡南種子町 中之上3186番地 8	岩坪 巖	平成27年 9月1日	介護予防 通所介護
ますざき医院	薩摩郡さつま町 求名2612番地1	医療法人隆英会	薩摩郡さつま町 求名2612番地1	益崎 隆雄	平成27年 9月30日	介護予防 通所リハ ビリテー ション

鹿児島県告示第880号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により，次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成27年10月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月 日	サービス の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
デイサービスハ ートフルちゃん	南九州市知覧町 郡5256番1	社会福祉法人恵 愛会	南九州市知覧町 永里4577番3	小田代憲一	平成27年 8月15日	介護予防 通所介護
ヘルパーステー ション日和	霧島市国分中央 三丁目16番6号	特定非営利活動 法人ウエルフェ ア	鹿児島市川上町 3561番地	吉満富士夫	平成27年 8月20日	介護予防 訪問介護
特定非営利活動 法人さくらじま コアラ	肝属郡南大隅町 根占川北24番地 14	特定非営利活動 法人さくらじま コアラ	肝属郡南大隅町 根占川北24番地 14	松元 直孝	平成27年 9月1日	介護予防 訪問介護
株式会社大島器 材	奄美市名瀬塩浜 町3番2号メサ ビル102号	株式会社大島器 材	奄美市名瀬塩浜 町3番2号メサ ビル102号	寿 孝之	平成27年 9月1日	介護予防 福祉用具 貸与
株式会社大島器 材	奄美市名瀬塩浜 町3番2号メサ ビル102号	株式会社大島器 材	奄美市名瀬塩浜 町3番2号メサ ビル102号	寿 孝之	平成27年 9月1日	特定介護 予防福祉 用具販売

鹿児島県告示第881号

肝属郡南大隅町佐多郡2652番地4 今針山隆及び肝属郡南大隅町佐多馬籠884番地4 田中貢からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

平成27年10月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 南大隅町佐多岬区域（肝属郡南大隅町佐多馬籠（片之坂を除く。）、佐多郡及び佐多辺塚の地区）
- 2 区分 ぶり飼付漁業

鹿児島県告示第882号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
平成27年10月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1319号	平成27年9月14日	平成33年9月13日	肉骨粉	牛肉骨粉86	窒素全量 8.0 りん酸全量 6.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	鹿児島化成株式会社	日置市東市来町伊作田356番地

鹿児島県告示第883号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成27年7月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成27年10月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
(株)アクシーズ 宮之城第二工場 (薩摩郡さつま町)	同左	チキンミール	平成 27.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗灰分	無
		フェザーミール	27.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗灰分	無
マルイ食品 (株) 野田工場 (出水市)	同左	チキンミール	27.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗灰分	無
マルイ飼料 (株) 飼料工場 (出水市)	同左	成鶏飼育用配合飼料マルイ印成鶏用ビタミンNO. 1	27.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, りん	無
		成鶏飼育用配合飼料マルイ印成鶏用FスペシャルNO. 2	27.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, りん	無
		ブロイラー肥育後期用配合飼料マル	27.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, りん	無

		イ印元気プロイラーSマッシュ			
(株)ヒガシマル 鹿児島工場 (鹿児島市)	同 左	鯛光DP-10	27.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		パワフルブローン育成用	27.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
伊藤忠飼料(株) 志布志工場 (志布志市)	同 左	I TO CHUモアアップパワーAα	27.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		I TO CHUクリーンミルクA	27.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		I TO CHUクリーンミルクAα	27.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		スパ子豚(M)	27.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		ナンチクママ・ケア	27.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無

注 違反の有無及び違反の内容の欄には、違反の有無を記載し、表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第884号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（農道整備）第二知名東部地区の工事は、平成13年2月5日に完了した。

平成27年10月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第885号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）第二知名東部地区第2換地区の工事は、平成9年3月27日に完了した。

平成27年10月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第886号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年10月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	瀬戸内町	急・大平原1, 急・大平原2, 急・大平原3, 急・大平原4, 急・大勝原1, 急・前平原1, 急・美里原1, 急・横武原1, 急・横武原2, 急・長山原1, 急・山田原1, 急・山田原2, 急・前田原1, 急・嘉入1, 急・嘉入2, 急・タキマタ1, 急・小金久1, 急・松原1, 急・竹ノ作1, 急・長当原1, 急・岸道1, 急・岸道2, 急・蔵当原1, 急・池金久原1, 急・上山田原1, 急・上山田原2及び急・上当原1
土石流	瀬戸内町	土・大平原1, 土・大平原2, 土・大平原3, 土・大勝原

	1, 土・前平原 1, 土・前平原 2, 土・前平原 3, 土・前平原 4, 土・皆口原 1, 土・美里原 1, 土・小又原 1, 土・横武原 1, 土・山田原 1, 土・山田原 2, 土・嘉入 1, 土・嘉入 2, 土・嘉入 3, 土・嘉入 4, 土・嘉入 5, 土・竹ノ作 1, 土・長当原 1, 土・池金久原 1, 土・長当原 2, 土・池金久原 2, 土・蔵当原 1, 土・蘇鉄塔 1, 土・上山田原 1, 土・松平 1, 土・上当原 1, 土・上当原 2, 土・上山田原 2 及び土・上山田原 3
--	---

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第887号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年10月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	瀬戸内町	急・大平原 1, 急・大平原 2, 急・大平原 3, 急・大平原 4, 急・大勝原 1, 急・前平原 1, 急・美里原 1, 急・横武原 1, 急・横武原 2, 急・長山原 1, 急・山田原 1, 急・山田原 2, 急・前田原 1, 急・嘉入 1, 急・嘉入 2, 急・タキマタ 1, 急・小金久 1, 急・松原 1, 急・竹ノ作 1, 急・長当原 1, 急・岸道 1, 急・岸道 2, 急・蔵当原 1, 急・池金久原 1, 急・上山田原 1, 急・上山田原 2 及び急・上当原 1
土石流	瀬戸内町	土・大平原 1, 土・大平原 2, 土・大平原 3, 土・大勝原 1, 土・前平原 1, 土・前平原 2, 土・前平原 3, 土・前平原 4, 土・皆口原 1, 土・美里原 1, 土・小又原 1, 土・横武原 1, 土・山田原 1, 土・山田原 2, 土・嘉入 1, 土・嘉入 2, 土・嘉入 3, 土・嘉入 4, 土・竹ノ作 1, 土・長当原 1, 土・池金久原 1, 土・長当原 2, 土・池金久原 2, 土・蔵当原 1, 土・蘇鉄塔 1, 土・松平 1, 土・上当原 1, 土・上当原 2, 土・上山田原 2 及び土・上山田原 3

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第888号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成27年10月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 加世田都市計画道路
- (2) 名称 3・4・2号向江万世線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
南さつま市加世田大字唐仁原字元寺，字門ノ口，字南園，字二重，字山下及び字井樋屋敷の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課及び南薩地域振興局建設部建設総務課並びに南さつま市建設部都市整備課
- 4 縦覧期間及び時間
平成27年10月 2 日から同月16日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時30分
から午後 5 時15分まで

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により，物品等の借入について，次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年10月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等の名称及び数量
P C 操作ログ収集・解析システム機器の賃貸借 一式
 - (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成28年 2 月29日
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 借入期間
平成28年 3 月 1 日から平成34年 2 月28日まで
なお，契約は，地方自治法第234条の 3 及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから，契約書に「翌年度以降において，歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は，当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって，当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成27年10月22日午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出し，当該役務を提供することができることを証明した者であること。
なお，機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は，1 の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。
また，提出した機能等証明書について説明を求められたときは，これに応じなければならない。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法，時期，場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは，次に掲げるところにより，資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け，入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して，直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間
平成27年10月2日から同月9日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお，受付期間の終了後も随時受け付けるが，この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので，入札に参加する者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出場所
鹿児島県企画部情報政策課システム開発係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し，又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は，配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限
平成27年11月11日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は，同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成27年11月12日午前10時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎8階）管財課入札室
- (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は，入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
㊦ 交付場所 (2)に同じ。
㊧ 交付期限 平成27年10月16日午後5時
- 5 契約条項を示す場所及び期限
4の(2)及び(6)のイの(㊧)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県企画部情報政策課システム開発係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2393
ファックス番号 099-286-5527

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
PC operation log collection and analysis system apparatus:Complete set
- (2) DELIVERY PERIOD:
29 February 2016
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 11 November 2015
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Information Policy Division

Planning Department

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-2393

FAX 099-286-5527

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年10月2日

鹿児島県警察本部長 種部滋康

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県警察通信指令システムの賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年7月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額
1,349,148,467円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成27年6月16日

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年10月2日

鹿児島県警察本部長 種部滋康

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
初動捜査支援システムの賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年8月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社
東京都港区西新橋三丁目9番4号
- 5 落札金額
262,634,400円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成27年6月23日

機械警備業務管理者講習実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成27年10月2日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

1 講習の実施期間

平成27年11月10日（火）から同月12日（木）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

2 講習の実施場所

鹿児島県住宅供給公社ビル3階小会議室（鹿児島市新屋敷町16番）

3 受講定員

10人（原則として、受付先着順とする。）

4 受講申込みの受付等

(1) 受付期間及び時間帯

ア 期間

平成27年10月13日（火）から同月19日（月）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者等

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の別記様式第1号の機械警備業務管理者講習受講申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

38,000円（38,000円分の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。）

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

5 その他

(1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

(3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

6 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

(1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

(2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会

電話番号 099-224-4490